

個人情報保護審査諮問書

北広建築第 59号  
平成21年8月19日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

(実施機関)

北広島市長 上野正三



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	市営住宅管理
諮問事項の区分	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 本人以外のものからの個人情報の収集 (条例第7条第2項第8号)</li><li>□ 思想・信条等に関する個人情報の収集 (条例第7条第3項ただし書)</li><li>■ 目的外利用及び提供の可否 (条例第8条第6号)</li><li>□ オンライン結合による提供の適用除外 (条例第9条第2項)</li><li>□ オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項 (条例第9条第3項)</li><li>□ その他個人情報保護制度に係る重要な事項</li></ul>
諮問事項の具体的な内容	北広島市営住宅条例の一部を改正し、市営住宅の入居決定、同居承認、入居承継、駐車場使用許可、その他特に必要がある場合に入居(予定)者、同居(予定)者が暴力団員でないことを所轄の警察署長に照会する。
理由	市営住宅からの暴力団員の排除
担当部課等	建設部 建築課 (電話 内線 755 )